平成２２年（フ）第４４８号
千葉県船橋市松が丘１丁目14番５号
債務者　高木久美子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４５２号
千葉市緑区あすみが丘４丁目22番地10　セブンコート105号、申立時の住所千葉市緑区あすみが丘３丁目37番地８　アルスピアⅠ―103号
債務者　荒木慶太郎
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４５８号
千葉県八千代市八千代台南１丁目26番22号ジュネパレス八千代第14―206号
債務者　米谷　孝昭
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４８４号
千葉県船橋市夏見２丁目11番12号　エステート夏見108号
債務者　宮本　吉章
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４８７号
千葉県船橋市本町３丁目34番６号
債務者　度會　正雄
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４９１号
千葉県市川市福栄１丁目15番14号　ハイム栄101号、申立時の住所千葉県市川市行徳駅前２丁目21番22―3020号　行徳マンション
債務者　飯塚　秀行
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４９５号
千葉県習志野市東習志野１丁目12番13―302号
債務者　永田　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４９７号
千葉市美浜区高洲３丁目２番４棟302号
債務者　加藤　和枝
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５１６号
千葉県市川市田尻３丁目６番17―407号　ライオンズグローベル原木中山シティフォレスト
債務者　竹之下俊二
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５５７号
千葉県船橋市藤原６丁目10番18号
債務者　鎌田　吉春
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５５８号
千葉県船橋市藤原６丁目10番18号
債務者　鎌田　広美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７号
山梨県南都留郡山中湖村平野3688番地の14
債務者　赤松　敏壽
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
岐阜市瑞雲町３丁目10番地　メゾンローゼＤ―１号室
債務者　坂野　一世（旧姓横田・佐々木）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２０７号
岐阜県各務原市那加新加納町3350番地１　シェラトンイナミ３Ｂ
債務者　シンコーベースこと近藤基礎興業こと　竹岡康孝こと　近藤　康孝
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２３９号
岐阜県瑞穂市野田新田4112番地１　メゾン21―102号
債務者　河村　卓也
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２８０号
岐阜県各務原市三井北町２丁目174番地
債務者　亀井喜代美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岐阜地方裁判所